

第28回 新潟市景観審議会

日 時 令和2年6月2日（火）午前10時00分より
会 場 ホテルイタリア軒 3階 サンマルコ

次 第

1 開 会

2 議 事

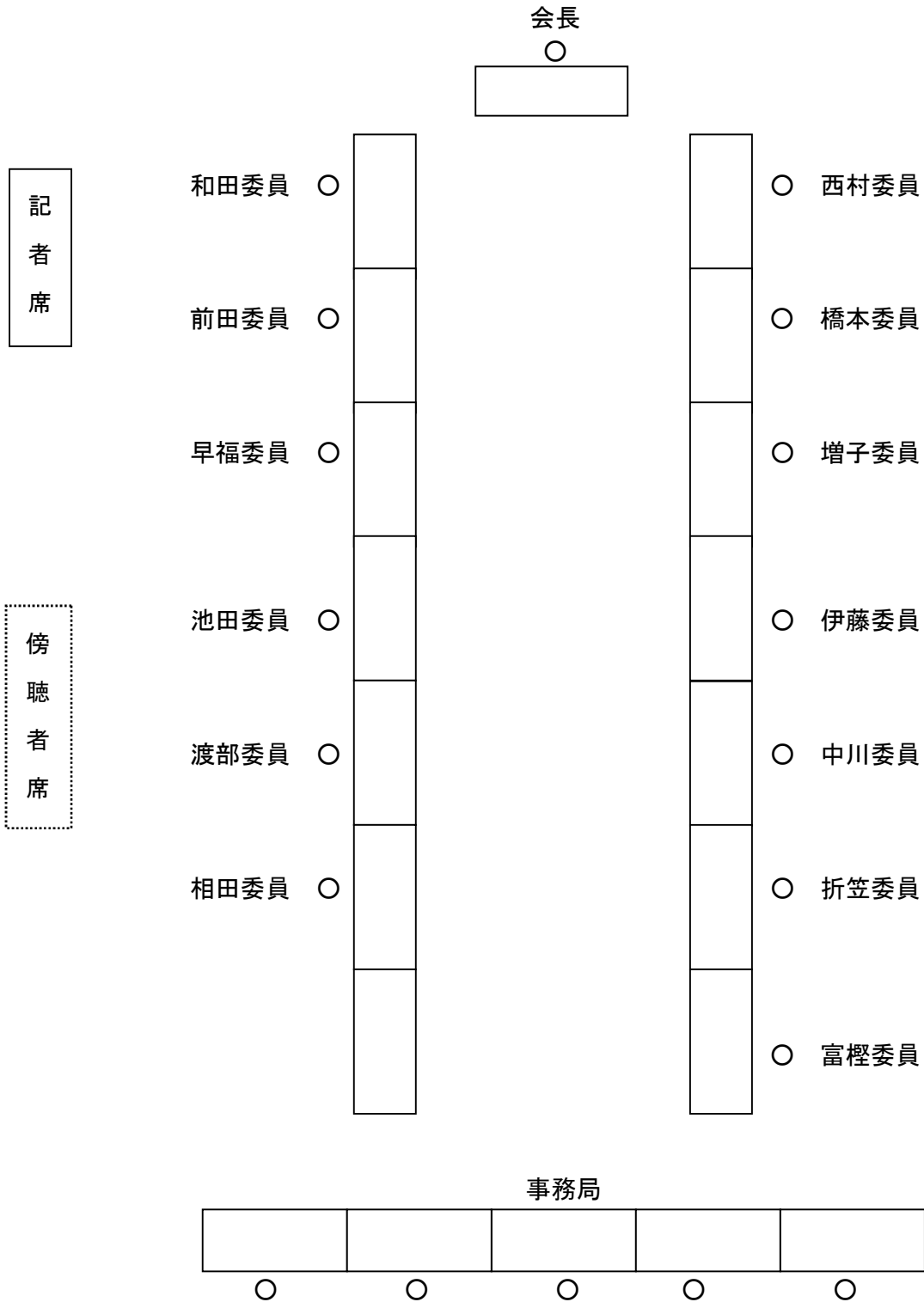
(1) 審議会会長および会長職務代行者の選出について

(2) 新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について

3 閉 会

第 28 回 新潟市景観審議会 座席表

日 時 令和 2 年 6 月 2 日 (火) 午前 10 時 00 分から
会 場 ホテルイタリア軒 3 階 サンマルコ



第15期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：平成30年9月1日から令和2年8月31日まで)

知識経験を有する者

開志専門職大学事業創造学部教授	西村伸也
新潟大学工学部教授	岡崎篤行
新潟大学教育学部准教授	橋本学
ユニバーサルカラープランナー協会	増子和美
NPO法人まちづくり学校	伊藤明世
弁護士（新潟県弁護士会）	中川雅博
新潟市消費者協会 新潟支部 理事	薄田恵子

市民

公募	折笠直志
公募	富樫純
公募	相田亜希子

関係団体の意見を代表する者

(一社)新潟市建設業協会 評議員	渡部幸之助
(公社)新潟県建築士会新潟支部	清野奈桜美
新潟県広告美術業協同組合	池田洋子
(一社)新潟市造園建設業協会理事長	荒川義克
(一社)新潟県商工会議所連合会専務理事	早福弘

関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	前田善久
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	和田大

新まちE第14号
令和2年5月25日

新潟市景観審議会長 様

新潟市長 中原 八一



新潟市景観審議会への諮問について

新潟市景観条例第4条第2項及び新潟市屋外広告物条例第27条第2号の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について
(新潟市景観計画の変更及び屋外広告物の規格の設定)

第28回 新潟市景観審議会 議案

日時 令和2年6月2日（火）

場所 ホテルイタリア軒 3階 サンマルコ

新 潟 市 景 観 審 議 会

（事務局 新潟市都市政策部まちづくり推進課）

第28回 新潟市景観審議会 付議案件

議事番号	付 議 案 件
(1)	審議会会長および会長職務代行者の選出について
(2)	新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について

新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について

1 地区名

旧小澤家住宅周辺地区

2 地区の概況

廻船問屋であった旧小澤家住宅(新潟市文化財)をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。(面積 約0.8ha)

3 景観形成の方針

- (ア) まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り，歴史や文化を活かした景観づくりを進める。
- (イ) 建築物等の新築や改修にあたっては，創意と工夫を重ね，歴史的なまちなみの良さを活かした風情ある景観づくりを進める。
- (ウ) 敷地内の樹木の維持・管理に努め，歴史的なまちなみに調和した緑化を進める。

4 届出対象行為

- | |
|----------------------------------------------|
| (ア) 建築物の新築，増築，改築又は移転 |
| (イ) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |
| (ウ) 工作物の新設，増築，改築又は移転 |
| (エ) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |
| (オ) 道路から見える木竹の植栽又は伐採 |

5 景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	●敷地地盤面から12メートル以下，かつ，3階建て以下とすること。ただし，この特別区域施行の際，これを超えていた建築物の増築・改築・移転・改修については，既存の高さ及び階数を超えないこと。
	配置	●壁面を道路境界に揃え，壁面の連続性を維持するように努めること。 ●道路に面する3階以上の壁面は，道路側への圧迫感を軽減するよう，道路から90センチ以上後退するよう努めること。
	形態 意匠・ 色彩	●歴史的建築物(注)については，建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。これが難しい場合やその他の建築物については，歴史的なまちなみに調和した外観とすること。 ●歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ●道路から見える外壁の色はマンセル値によるものとし，無彩色(明度2から6まで)又は茶系色(色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで，彩度4以下，明度2から6まで)とすること。強調色(アクセントカラー)については色相を限定せず，明度2から8，彩度4以下とし，

		<p>強調色を使用する壁面の10分の1以内（複数の強調色を使用する場合は、壁面ごとの総使用面積を対象とする）とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根の色彩は、黒、又はグレー系を基本とすること。 ●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。 ●木材や漆くい、石、日本瓦等の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材を積極的に用いるように努めること。 ●外部に面する建具は木製を基本とし、アルミ等他の素材を用いる場合には縦棧又は格子をつけるよう努めること。 ●歴史的建築物については建築当初の屋根形状を維持し、又は改変されている場合は復原するよう努めること。歴史的建築物以外の建築物の屋根形状は二方向以上に流れる勾配屋根を基本とすること。 ●上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態は避けるよう努めること。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した素材や色彩、意匠の目隠し等により修景するよう努めること。 ●太陽光発電設備を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。 ●屋外照明は、過剰な光量や昼光色を避けるように努めること。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外駐車スペースを設ける場合は、道路境界沿いに門、塀等を設置し、壁面の連続性を維持するよう努めること。
工 作 物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地地盤面から12メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。
	形態 意匠・ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的なまちなみと調和する形態意匠とするように努めること。 ●色彩はマンセル値によるものとし、無彩色（明度2から6まで）又は茶系色（色相2.5Yから5Yまで又は2.5YRから10YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とすること。強調色（アクセントカラー）については色相を限定せず、明度2～8、彩度4以下とし、強調色を使用する壁面の10分の1以内（複数使用する場合は、壁面ごとの総表面積を対象とする）とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。
	自動 販売機	<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機は道路から見えない位置に設置するよう努めること。
木 竹		<ul style="list-style-type: none"> ●道路から見える樹木の樹種は、当該区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定するよう努めること。 ●道路から見える樹木を伐採しないように努めること。

（注）建築基準法施行の際、現に存する建築物をいいます。

6 特別区域「旧小澤家住宅周辺地区」の範囲



7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

旧小澤家住宅周辺地区においては、歴史的まちなみに調和するよう以下の事項に配慮すること。

- 非自家用広告物は設置しないこと。（ただし、当該区域内の催しに関わるものは除く）
- デジタルサイネージや光源が点滅する電光掲示板等は設置しないこと。
- 屋上広告、突出広告、巻付広告及び直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン及びつり下げ広告、懸垂幕は設置しないこと。
- 1営業所等につき、総表示面積を10平方メートル以内とすること。

●壁面広告は以下の通りとする。

【高さ】地上からの高さ4.5メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）

【表示面積】3平方メートル以内

【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 YRから10 YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。

【その他】建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。

●野立て広告塔・野立て広告板は以下の通りとする。

【高さ】地上からの高さ2メートル以下

【表示面積】1平方メートル以内

【色彩】マンセル値によるものとし、無彩色（明度2から9.5まで）又は茶系色（色相2.5 Yから5 Yまで又は2.5 YRから10 YRまで、彩度4以下、明度2から6まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。

●広告幕は以下の通りとする。

【大きさ】幅3メートル以下、長さ3メートル以下



旧小澤家住宅(市指定文化財)

議事(2)

新潟市景観計画の新たな特別区域の指定について

本市の景観施策

① 景観法

新潟市景観計画

新潟市景観条例

② 屋外広告物法

新潟市屋外広告物条例

③ 法に基づかない独自の制度

新潟市景観アドバイザー制度

なじらね協定促進助成制度

本市の景観施策（景観法）

新潟市景観計画・新潟市景観条例

景観計画区域内において、良好な景観形成に向けた方針と景観形成基準を策定

■ 一般区域・・・特別区域以外の市域全域

■ 特別区域（市内で3区域）

地域特性に応じた方針と景観形成基準を策定する区域

■ 事業者の建設行為等に対する指導

景観計画区域内における一定規模以上の建設行為等の届出を義務化
景観形成基準への適合指導を行う。

特別区域における全ての届出に対して景観アドバイザーの意見を伺い指導を行う。

■ 景観形成推進組織の認定支援（全8団体）

土地・建物所有者からなる景観形成を目的とした組織を景観形成推進組織として認定。

景観形成推進組織助成

景観形成推進組織の初動期における研究活動、広報・普及活動等に対して助成

本市の景観施策（屋外広告物法）

新潟市屋外広告物条例

良好な景観、風致、安全の観点より屋外広告物の掲出について規定

■ 禁止区域

広告物を掲出できないエリア

■ 許可区域

許可を受けた上で広告物を掲出できるエリア

■ 広告事業者の登録制度

広告業をおこなう事業者を登録

■ 屋外広告物掲出の許可制度

広告物の掲出について許可手続きを規定

■ 屋外広告物の規格基準

広告物の種別ごとに大きさ、位置、個数等の規格を規定
景観計画特別区域については別途定めることが可能

■ 屋外広告物の景観事前協議制度

一定規模等の広告物については、景観アドバイザーの意見を伺いながら協議を行う。

■ 地域に応じた規格等の設定

広告物活用地区、屋外広告物協定地区

本市の景観施策（市独自の制度）

なじらね協定促進助成制度（5地区認定）

歴史・文化が残っているエリアや人通りやにぎわいの見込める地域において、住宅の所有者等が協定を締結し、その内容に則った活動に対して費用を補助（計画の策定や、建築物・工作物の改修など）

新潟市景観アドバイザー制度

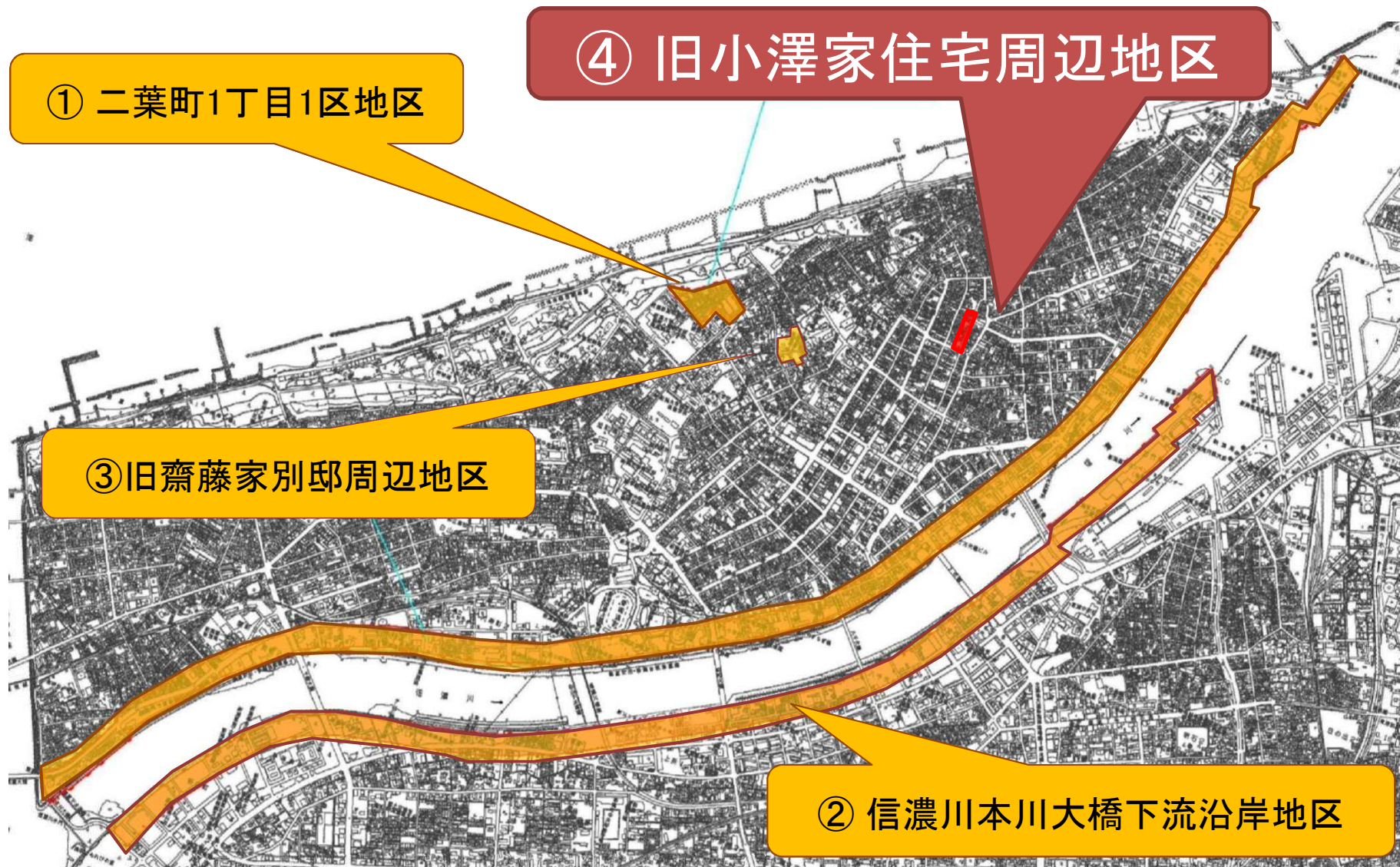
良好な景観形成にむけて下記の事項等に対して、建築、色彩、造園、屋外広告物の有識者よりアドバイスを行う。

■景観計画区域内の行為の届出に対するアドバイス

■屋外広告物の事前協議におけるアドバイス

- ・なじらね協定の認定・工事の内容に関するアドバイス
- ・公共工事や景観施策等の市の事業に対するアドバイス

新たな特別区域の設定



旧小澤家住宅周辺地区の概要

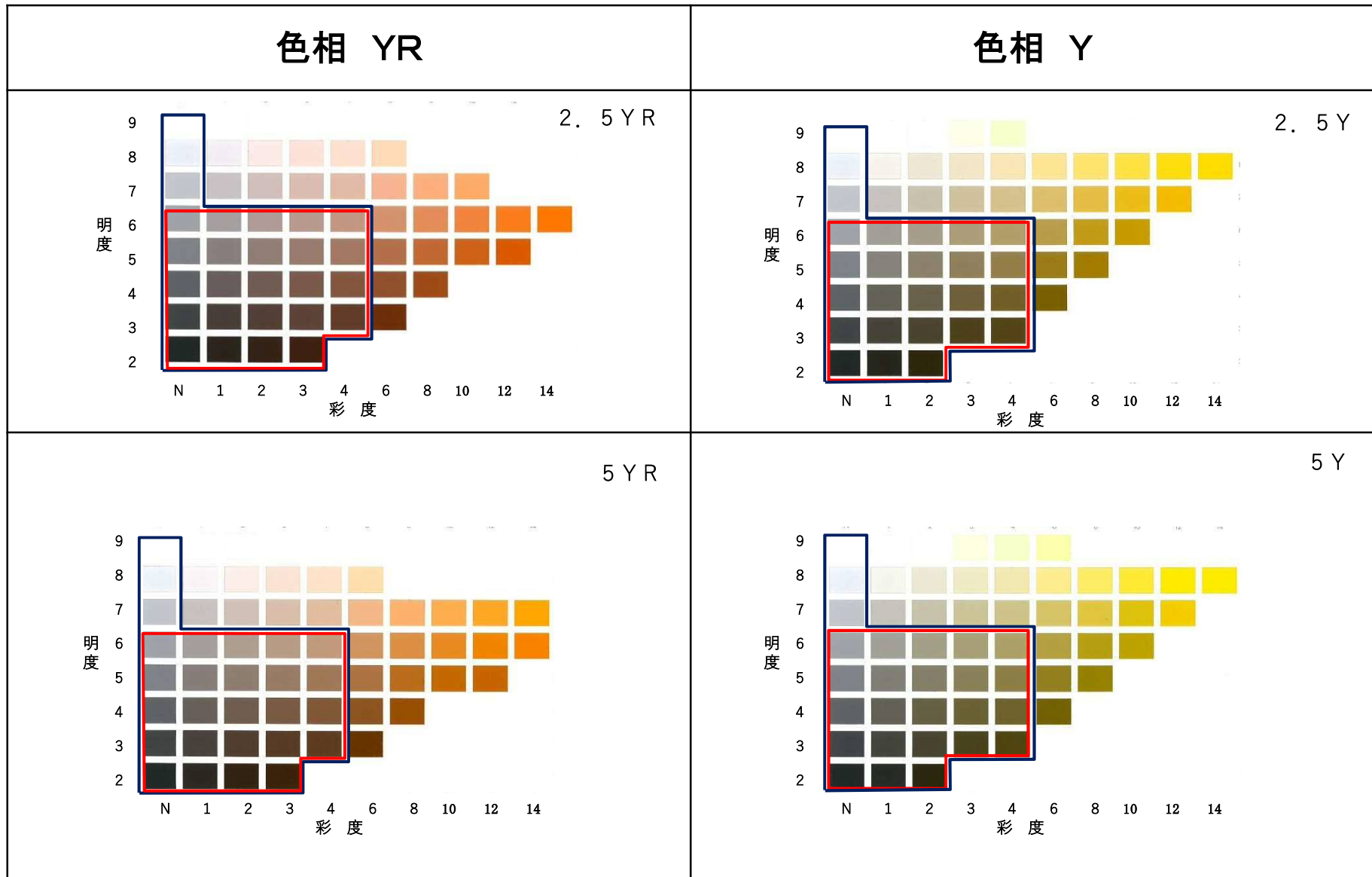


歴史的な建物(町屋)が立ち並ぶ地区

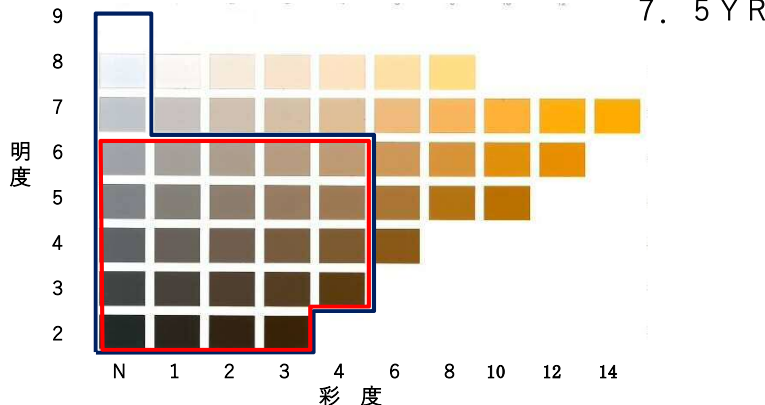
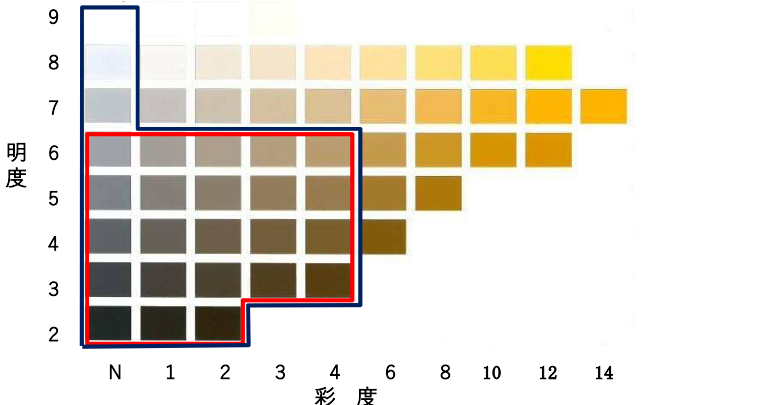
特別区域で定める事項

- 1 景観形成の方針
- 2 届出対象行為
- 3 景観形成基準
- 4 特別区域の範囲
- 5 屋外広告物の制限に関する事項

外壁・工作物・屋外広告物の色彩



外壁・工作物・屋外広告物の色彩

色相 YR	色相 Y
<p>7.5 YR</p>  <p>明度</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>N 1 2 3 4 6 8 10 12 14</p> <p>彩度</p>	<p>建築物と工作物で使用できる色の範囲</p> <p>屋外広告物で使用できる色の範囲</p>
<p>10 YR</p>  <p>明度</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>N 1 2 3 4 6 8 10 12 14</p> <p>彩度</p>	<p>建築物の外壁強調色(アクセントカラー)は色相を限定せず、明度2~8、彩度4以下とする。 ただし、使用する壁面の10%以内とする。</p> <p>※印刷されている色彩は、実際の塗装色と異なる場合があります。</p>

今後のスケジュール

パブリックコメント

- …市民意見の募集 12/25～1/23
修正意見無し



都市計画審議会

- …特別区域(案)について意見聴取
2/17開催 意見無し



景観審議会

- …本日
特別区域(案)について諮問答申



市議会(景観条例改正)

- …特別区域の施行に必要な手続きを
景観条例に追加



施行